

薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業（新規） 【26（一）百万円】

対策のポイント

薬用作物等地域特産作物について、農薬の適用拡大に必要な試験等の実施や多様な防除技術を活用した病虫害防除体系の確立を支援します。

<背景／課題>

- ・薬用作物などの地域特産作物は、地域において付加価値の高い農業経営を確立し、地域の競争力を図る上で重要な品目であり、その生産振興を推進することが必要です。
- ・一方、薬用作物などの地域特産作物は、生産量が少ないこと等から、使用できる登録農薬が限られていることが多く、そのことが生産拡大の支障となっています。
- ・さらに、平成26年から農薬登録制度において、短期暴露評価^{*}が新たに導入され、使用できる農薬がますます少なくなる地域特産作物が生じるおそれがあります。
- ・今後、薬用作物などの地域特産作物の産地の維持・拡大や安定的かつ高品質な生産を推進するためには、使用可能な農薬の適用拡大や多様な防除技術を組み合わせた防除体系の確立に取り組むことが必要です。

※農薬を短期間に大量に摂取した場合の健康影響を想定した評価

政策目標

薬用作物等地域特産作物に対する農薬適用拡大や、防除体系の確立により、薬用作物等の安定的な生産を確保
(薬用作物の国内生産量900トン（平成22年度）→1,800トン（平成30年度）)

<内容>

1. 事業内容

(1) 農薬の適用拡大

- ① 農薬の適用拡大試験を行うための試験設計の支援
地域特産作物ごとの病虫害発生状況、薬効薬害試験、作物残留試験方法の確立状況等の情報収集・分析、試験設計の支援等を実施
- ② 農薬の適用拡大に必要な試験の実施
農薬の適用拡大が必要な地域特産作物のうち作物由来の成分等による技術的な課題が生じている作物、薬用作物及び短期暴露評価対象作物について、農薬の適用拡大に必要な試験を実施

(2) 多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系の確立

耕種的防除方法や天敵の活用など、多様な防除技術を組み合わせた病虫害防除体系を確立

2. 事業実施主体 民間団体等

3. 補助率 定額

4. 事業実施期間 平成28年度～29年度

[お問い合わせ先：消費・安全局植物防疫課 (03-3502-3382)]

薬用作物等地域特産作物向け防除体系の確立推進事業

現状と課題

薬用作物等地域特産作物に使える登録農薬が少ない

- ・生産量が少ないため**農薬登録が進まず**、産地育成や適切な病虫害防除が困難
⇒生産現場から、**農薬の適用拡大に対する多数の要望**あり。

さらに

短期暴露評価※の導入(H26年12月～)

- ・地域特産作物でも既登録農薬の内容変更、登録削除が生じる見込み。
⇒使用できる**農薬がますます少なくなる**ことにより、適切な病虫害防除がより一層困難

※農薬を短期間に大量に摂取した場合の健康影響を想定した評価

(薬用作物の例)



ミシマサイコ



カンゾウ

(地域特産作物の例)



マンゴー



モロヘイヤ

産地の拡大のみならず、既存産地の維持さえも難しくなるおそれ

農薬の適用拡大の加速化

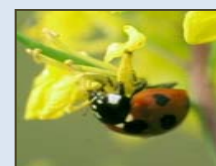
- 試験設計の支援
病虫害発生状況、薬効薬害試験、作物残留試験方法に関する情報の整理及び検討により、試験設計を支援
- 適用拡大に必要な薬効、薬害、作物残留試験の実施の支援

総合的な病虫害防除体系の確立

- 耕種的対策や、土着天敵の活用など多様な防除技術を組み合わせた標準的な病虫害防除体系の確立、地域への導入支援



黄色粘着トラップ



天敵の利活用



防虫ネット

効果

薬用作物等地域特産作物の安定的な生産確保により産地の維持・拡大